

事務連絡
令和5年5月15日

出店企業の皆様へ

(公財) 日本食肉流通センター

海外に牛肉を輸出する際の法令遵守の徹底について【要請】

日頃から当センターの業務運営につきまして、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

農林水産省消費・安全局動物衛生課長、畜産局食肉鶏卵課長から、海外に牛肉を輸出する際の法令遵守の徹底についての要請がありましたのでお知らせします。

5 消安第 987 号
5 畜産第 477 号
令和 5 年 5 月 12 日

日本食肉流通センター 御中

農林水産省消費・安全局動物衛生課長
畜産局食肉鶏卵課長

海外に牛肉を輸出する際の法令遵守の徹底について

日頃より農林水産行政に御理解と御協力を賜り、心よりお礼申し上げます。

牛肉を海外に輸出する際、輸出先国が輸入に際しての動物検疫条件を要求している場合については、輸出先国からの要求に適合していることについて、家畜防疫官による検査を受け、合格した者でなければ輸出することができません（家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）第 45 条）。

しかしながら、今般、牛肉の輸出に携わる事業者が香港向け牛肉について、税関に対しカンボジアに輸出する旨の虚偽の申告を行うとともに、動物検疫所に対しカンボジア向けと偽って申請し、香港向けの検査を受けずに輸出した疑いで逮捕される事案が発生しました。

このような行為は、我が国の牛肉輸出に対する諸外国からの信頼を揺るがすおそれのあるものであり、また、正当に輸出された日本産牛肉のブランドイメージを傷つけることも懸念されます。

つきましては、貴団体におかれては、改めて、海外への牛肉の輸出に携わる会員に対する家畜伝染病予防法及び関係法令・通知の遵守徹底をお願いいたします。

(参考) 関係法令抜粋

【関税法】

第百十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、五年以下の懲役若しくは千万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。ただし、当該犯罪に係る貨物の価格の五倍が千万円を超えるときは、罰金は、当該価格の五倍以下とする。

一 (略)

二 第六十七条の申告又は検査に際し、偽った申告若しくは証明をし、又は偽った書類を提出して貨物を輸出し、又は輸入した者

【家畜伝染病予防法】

(輸出検査)

第四十五条 次に掲げる物を輸出しようとする者は、これにつき、あらかじめ、家畜防疫官の検査を受け、かつ、第三項の規定により輸出検査証明書の交付を受けなければならない。

一 輸入国政府がその輸入に当たり、家畜の伝染性疾病の病原体を拡散するおそれの有無についての輸出国の検査証明を必要としている動物その他の物

二 第三十七条第一項各号に掲げる物であつて農林水産大臣が国際動物検疫上必要と認めて指定するもの

2～5 (略)

第六十三条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。

一 (略)

二 第十六条第一項、第三十六条第一項、第三十七条第一項、第三十八条又は第四十五条第一項（第三十六条第一項及び第三十七条第一項については、第六十二条第一項において準用する場合を含む。）の規定に違反したとき。

三・四・五 (略)

問合せ先

農林水産省

消費・安全局動物衛生課 三原

電話：03-3502-8295

畜産局食肉鶏卵課 伴

電話：03-6744-2130